

平成30年8月9日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:11

【 案 件 】

1. 新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について
2. 請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願

---

○委員長

おはようございます。ただいまから経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

執行部から、前回の委員会における発言を訂正したい旨の申し出がっております。本日予定しております2つの案件ともに関連するものでございますので、審査に入る前にこれをお受けしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○財政課長

前回、平成30年6月27日開催の特別委員会におきまして、「集約化・複合化する施設は、建物が離れていても活用予定の公共施設等適正管理推進事業債の対象となるか」という質問に対し、「管理面積が減少するならば問題ない」という旨の答弁をいたしました。再度確認いたしましたところ、「計画にある集約化・複合化される施設は、『公共施設等総合管理計画に基づいて行われること』、『公共施設の集約化事業及び複合化事業であること』、『全体として延床面積が減少となること』、以上が起債要件であり、同一の建物として整備した上で延床面積の減少が必要となりますので、建物を分離して整備した施設は公共施設等適正管理推進事業債の対象とならない。」ということが、起債の正しい要件でございました。

訂正させていただきますとともに、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長

本件についてはご了承をお願いいたします。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 10:02

再 開 10:02

委員会を再開いたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

今の答弁訂正ということでしたけども、こういう理解でいいんですか。例えば、集約対象施設が10あるとするでしょう。そのうち、1つを集約対象から除外した場合、除外したものについては適正化債が適用にならないよということをおっしゃったのではないかと思いますよ。それで、残る9つの集約について、適正化債は適用されるということかと思うんですけど、そのとおりですか。

○財政課長

残りの9施設で総合管理計画を策定し、同一施設でつくって延床面積が減少するということであれば、この9施設については適正管理推進事業債の対象となるということにはなります。

○委員長

よろしいですか。では、「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。本日の進め方ですが、施設ごとに分けて審査を行い、順序としては、筑豊ハイツ、地方卸売市場、新体育館の順で行いますのでよろしくをお願いいたします。まず、筑豊ハイツに関して、「宿泊施設等整備事業者の募集の進捗状況」について、執行部に説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

宿泊施設等整備事業者募集の進捗状況について、ご説明いたします。

筑豊ハイツ再整備事業につきましては、6月議会において継続費予算議案の議決をいただき、本年1月に設置しております附属機関の「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業者選定委員会」を7月9日に開催しまして、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業者選定プロポーザルの実施要領等についてご審議いただき、公募型プロポーザル方式により再整備事業者を募集しているところでございます。

募集及び選定スケジュールにつきましては、募集公告を7月13日に行いまして、参加表明書の受付期間を7月13日から8月3日まで、企画提案書等の受付期間を8月6日から8月13日まで、第2回目の選定委員会となりますヒアリング審査を8月23日に行い、再整備事業者を選定することとしております。

スケジュールにて説明させていただきましたとおり、参加表明書の受付期限が8月3日でありまして、1グループからの参加表明がなされております。8月23日の第2回選定委員会の開催に向けて、現在、事務を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、「宿泊施設等整備事業者募集の進捗状況」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、筑豊ハイツに関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

8月3日までに1グループということなんだけど、今後はその1グループを対象に審査していくということになるんですか。

○都市施設整備推進室主幹

はい。そのとおり、1者になりますけれども、企画提案書の受付期間が8月13日までとなっておりますので、この8月13日に提案が出ましたならば、選定委員会を開くようにいたします。

○川上委員

そうすると、複数のグループでの選定というのは、もうないということになりますね。

○都市施設整備推進室主幹

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

このグループというのは、何者でどういう構成なんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

維持管理、運営をする事業者が代表として1者、それから、設計の事業者が1者、建設の部門の事業者が1者の3者での1グループという形になっております。

○川上委員

3者ということなんだけど、その中で、市外の業者がありますか。

○都市施設整備推進室主幹

恐れ入ります。審査が終了するまでは、事業者は公表しないこととしておりますので、御了承いただきたく、よろしくお願いいたします。

○川上委員

業者名を聞いてるわけではないんですよ。市外の業者がこの中にあるかと聞いたんですけど。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:09

再開 10:09

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

募集要項において、維持管理・運営事業者については、特段のさだめを設けておりませんが、設計、それから建設の事業者につきましては、飯塚市の指名登録のある事業者としておりまして、それに該当する形で参加表明をしていただいているところでございます。

○川上委員

だから、ヘッドというか、代表となるところがあるわけでしょう。それが市外かという問いになるわけですね。

○都市施設整備推進室主幹

維持管理・運営会社が代表事業所ではございますが、募集に際しまして、特に規定を設けておりません。市内、市外につきましては、恐れ入ります、審査が終了するまでは公表しないというところをご理解をお願いいたします。

○川上委員

議会に市内業者であるか、市外業者であるかを明らかにしないというのは何か理由があるわけでしょう。何の理由で、それを明らかにしないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

審査に際しましては、選定委員会の委員の皆様にも、類推をするようなことがあってはいけないと考えておりますので、市内、市外につきましても、差し控えさせていただきたいと思えます。

○委員長

ちょっと暫時休憩しましょう。

休憩 10:12

再開 10:13

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

今回の参加事業者の市内、市外の公表に関しましては、募集要領に沿って、審査委員会の審議を経てということになりますので、この範囲内でございますので、公表は差し控えていただきたい。審査員の方も、現在のところ、市内業者か市外業者かも全く公表いたしておりませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○川上委員

競争性の関係だと思うんだけど、この間に、事前にそういう事業所にいろいろ聞き取りをして、市も勉強したということだったんだけど、それは何者でしたかね。

○都市施設整備推進室主幹

平成29年度までに協議しました会社数、ちょっと覚えてはおりませんけれども、最終的に前回の民設民営のときの話になりますけれども、2者とお話をさせていただいておりまして、2者には民設民営のプロポーザルが不調に終わりました後、どういった理由でということでお話をさせていただいておりますが、それ以降は市の内部にて検討させていただいて、今回の募集の内容でございます。

○川上委員

2者と話をして、前回不調で、今回1グループが来たということなんですけど、入札の場合であればね、2016年の12月以降、それまでは、1者入札はだめよと言ってきたのを、しばらく1社入札はいいですよということにして、そして、山を越えたのでということで、山を越えたのでと答弁したでしょう。契約課長が、当時の。それで、1社入札は今後はご法度とい

うことに、飯塚市はなってるわけですよ。なぜかという、競争性を確保するという事なんですよ。今回は入札と同じ意味合いを持つんだけど、1者で審査に入るわけですか。そのところの考え方はどうなってますかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:16

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

前回の委員会でもご説明させていただきましたけれども、この方式は指名競争入札と違いまして、DBO方式という方式を採用させていただいております。DBO方式であっても、公募型のプロポーザルという方式になっております。選定につきましては、1者であっても選定をさせていただきますけれども、審査基準で得点の6割を満たさない場合は失格となりますので、その中での判断となるところでございます。

○川上委員

そうすると、入札の場合は、予定価格と最低制限価格で、最低ラインで当選というか、落札ということになるんだけど、今回の場合は、もう1者でもいいと。そのかわり、得点ラインが6割になれば当選という、そういうシステムですよって言うわけでしょう。それで、競争性のことを先ほどから言うわけですよ。競争性というのは、この問題の場合は、競争性はないという、そういう制度なんですかね。競争性は最初からこの制度では考慮の外なんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:20

再 開 10:21

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

今回の、筑豊ハイツの再整備事業につきましては、DBO方式での公募型プロポーザルでございます。このプロポーザルにつきましては、提案型ということで募集をさせていただいております。複数業者が来ますれば、当然競争性という形になりますけれども、1者でありましたも、その提案の内容によって審査します。先ほど、室長からもご説明させていただきましたとおり、6割という基準もございますので、その中で、この事業を進めていくようにしております。

○川上委員

競争性がこの制度では、もともと予定されてるわけですよ。公募だから。競争性を本当は求めてるわけです。仕組みとして。ところが、1者しか応募がないと、1グループしか応募がないというときに、あなた方は1者でもいいよっていう判断を、競争入札で反省したこととの関係で言えばね、どういう判断したのかなと思うわけですよ。競争入札の場合はね、学校関係だけで270億円ぐらいの仕事が大量に出てくると。これ、どういう形になってくるかという、もう象徴的にはね、鎮西小中一貫校の1工区から5工区までの100%落札、1者入札で。劇的な形になったわけでしょう。それは、業者が足りないとかいうような話で、それは峠越えたから、もう1者入札はだめですよと。ご都合主義というやつですよ。その中で、業者が足りなくても競争性を確保するために工夫をするべきだっていうふうに言って、入札の前に言ったじゃないですか、私。提案したでしょう。ダミーの入札をつくり、それと競争させていくと。ダミーですから、そのほうが低くてもそこに発注するわけじゃないですよ。でも、ダミーより高ければ落札できずに、真剣な単価計算とか、入札価格計算していくじゃないですか。だか

ら、そういうことをしてでもね、競争性は確保するべきであると。業者が少ない場合でも。という提案したけど、研究します、研究しますって何もやらなかったでしょう。あなた方は、今、ほとんど同じようなことですよ。時間がない。応募がない。1者、1グループでもいいですよって判断してるんだけど、どういう判断で1グループでもよいという判断をしたのか聞きたいわけですよ。もう競争性ゼロだから。60点とかいうのは品質確保の問題でしょう。競争入札で言えば最低制限価格を超えてるっていうだけの話。だから、1グループでもこの制度に合致してると、競争性がなくてもいいんだという判断をあなた方したから今言ったような報告したわけでしょう。そこをどういうふうに判断したのか聞きたいと言ってるわけです。競争性がなくてもいいという判断をした理屈を。これ答弁できませんか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:26

再 開 10:27

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

今お尋ねの件ですけれども、このDBO、ここ何回か委員会の中で説明をしまいましたが、このDBO方式については、価格は当然、費用についてはいろいろ議論があったんですけども、まずはこのグループ、最終的には管理運営がきちっと行われること、それがまず主眼であったと。そして、DBOということで、まず設計、それから建設、これが一貫して管理運営につながっていくこと、これが私ども大事だということから、この方式をとらせていただいております。それで、一つは前回もお示しして見積もりの中でも、民間であればこれぐらいは、うちの見積もりよりも努力いただけるのではないかと。そういったものを含めて、ずっと検討した中での提案をしております。今言われますように、価格のみの競争、一般競争入札、こういったものとはちょっとDBO方式自身が違いますものですから、まずは、金額的には市が、民間ではこれぐらい努力いただけるということ、それから今言いましたように、設計から管理まできちっと運営していただける、そういったところが主眼で、このDBO方式を決定して、この方式で行くんだということでしたので、ご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

聞いてないことに答える必要ないよ。だから、この制度はそもそも公募型だから、競争性を前提としてるわけでしょう。競争を前提としてるわけですよ。ところが、1グループしか応募がなかったと。ここでどうするかを考えたでしょう。どうするかを考えたでしょう、そもそも。1者でも1グループでも行きますって判断をした根拠、考え方を聞かせてくれって言うてるわけでしょう。競争性がもうない中で、競争性のない審査だけをやっていくという判断をどういうふうにしたのかを聞かせてくれって言うてるわけでしょう。制度の中には、くどいけど、そもそも制度の中には競争性が前提なんです。ところが締めたら1グループでしたと。この段階でどうするかという判断したでしょう。それが予定どおり1者だったので、それだけを6割超えるかどうか、東京医大じゃないけど、あれは逆か、そういうことですか。だから、あなた方がきちんと市民にわかるようにね、なぜ競争を、複数来ることを期待しておったのに1者になった。なぜ1者でも行くという判断をしたのか、市民がわかる説明をここでしたらいいじゃないですか。ゴニョゴニョ違うことばかり答弁しないで。1者でも審査対象として行きますって判断をした。判断をする理由を私にも市民にもわかるように簡潔にしてください。

○都市施設整備推進室長

先ほど行政経営部長が申しましたとおり、今回の分につきましては、維持管理、運営が主なメインテーマになって、その中であって、競争性ということになれば、金額、事業費の分がな

りますけれども、この維持運営ができるような施設を本市としては考えているところがございます。この提案が選定委員会の中で適当と判断されるならば、市長のほうに答申をさせていただいて、採択という道筋になろうかというふうに思っております。

○川上委員

選定委員会がね、1者でもいいから持ってこいと言ったわけではないわけでしょう。あなた方が1者でも、1グループでも、選定委員会に審査してくれというあなた方の行為でしょう。選定委員会の行為じゃないでしょう。だから、1グループでも審査対象ですと。それで、この事業はやっていけますという、その1者でも1グループでもいいという判断をあなた方はしたんだから、既に。その判断の根拠、考え方を示してもらいたいと、市民にわかるように。きょうは中継があつてわけだから。市民の皆さんにわかるように言えばいいじゃないですか。競争を前提にしておつたんだけど、1グループしか来なかったと。そのときに我々こう考えた。それ、1グループでも審査対象として選定委員会に送りますよっていう判断、こう判断しましたっていうのを、市民にわかるようにしたらどうなんですか。だから聞いてるんじゃないですか、さっきから。こんなことを答えられない。当然のこと聞いてると思うけど。

○委員長

もう一度さっきの答弁でお願いしたいと思いますけど。

○都市施設整備推進室長

繰り返しの答弁になりますけれども、今回の1者の応募の選定につきましては、募集要領、それから要求水準書、この基準に基づきまして判断すべきものと考えているところがございます。

○江口委員

その前にね、公募、公告の段階で入ってますよね。1者であってもやるんだと入ってますよね。それをまず答えていただかなくちゃ困ると、その後で、そこは1者であっても検討するんだよっていう部分は、なぜこう決めたのかってやつを答えていただいたらいいんだと思いますけどね。いかがですか。

○都市施設整備推進室主幹

説明不足で申しわけございませんでした。募集に当たりますは、複数事業者2名来ていただいて、競争をしていただきたいというのはございます。その中で、1者の場合どのようになるのかということにつきましては、募集要領に記載しておりまして、応募者が1者であった場合の取り扱い、これにつきましては先ほど来、行政経営部長、室長のほうから説明をさせていただきましたとおり、DBO方式を採用しているところから、応募者が1者であった場合の取り扱いについても、選定委員会のほうで募集要領を策定するに当たりますは、ご審議いただきまして、1者であっても審査基準に従い審査を行い、適当と判断した場合には、市長のほうにその結果を報告する形になっております。

○川上委員

そうしたら、公告の段階で1者でもやりますよと言ってたんで、今回はあんまり考えなかったというのが答弁ですか。いや、そういう答弁でしょう。公告のとおりにしましたと。今度はあんまり考えてませんという。それが答弁なんです。どうなんですか。

○都市施設整備推進室長

確かにDBO方式でございますので、かなり条件としては厳しゅうございますけれども、事前に、各者からの問い合わせ等もございました。その中で、最悪といたしますか、1者の場合も想定して募集要領の中に記載したところがございます。本市としては、複数事業者の方が提案していただければ、それで、選定委員会を開催することが望ましいというところを考えておりましたけれども、結果的には1者であったというところがございます。

○川上委員

とにかく的を射た答弁はしないということで、市内か市外業者でないかから、募集要項を読めば全部わかるようなことを答えないね。市外業者が入っているかどうかもある。それから、1者でやる理由はなぜかっていうことにも答えない。何かおかしいでしょう。こういうの不透明というわけです。結論はね、事業者の少なくない人たちが、この事業は非常に難しいと考えたということはわかるよね。そういう事業をね、あなた方は期限がない中で押し通そうとしている。この自覚を持ってね、仕事するかどうかというのは大事じゃないですか。東京都みたいな感じですよ。それなのに、議会に協力を求めるわけではなくって、議会に対してもまともな答弁をしてこないっていうのではね、これ非常に心配ですよ。後は選定委員会に任せますからよろしくっていう態度ではいけないと思います。それで、もう1回聞きますよ。じゃあね、競争性が前提の制度なのに1人でもよいとした理由、1グループでもよいとした理由ですよ。もう時間がないからとか、もともと事業が難しいから応募する人おらんだらうとか、やり直してもね、今度はまた不調になるかもしれないとか、そういう議論したでしょう。だから1者でもやるんだと。仕方ないんだと。そういう議論したところをね、むしろ1人になる可能性も高かったというのでこういう公告したんだっていうのを答弁したらどうなんですか。公告で1人でもよいというふうにした理由、そのものを問うたほうがいいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：39

再 開 10：40

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

先ほどもご答弁申し上げましたけども、この案件というのは、DBO方式、今まで本市では行っておりません。設計業者を決めて、それから建設という形で、そして別に今度は管理運営、それぞれに契約を結んでいってるわけでございますけども、この方式はパック方式、要するに、グループで提案していただいて、行っていただくということで、先ほど申し上げましたように、この管理運営というのがもう第一の、キチッと運営していただくということが主眼でありましたので、その競争性の話がありますけども、この管理運営を行っていくという業者を決めるというぐらいの非常に難しい案件でございます。そういった形で、今回、DBO方式で1者であっても、もし提案が上がれば行っていくということで、募集要項にも挙げておりますし、委員会でも、前回の委員会、選定委員会でも、それを了承されて、今回、手が1者しか挙がっておりませんが、この形で進めさせていただきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○川上委員

くどいけど、この制度、公募型ですから、競争を前提にしているわけですよ。DNAは競争性なんです。ところが現実に、今ちょっと言われたけど、なかなか難しい事業だ。時間もない中で、淘汰されてしまうよね。手を挙げる業者は、最初から。あなた方は繰り返し繰り返し、名前は明らかにしない業者と事前協議を行ってきて、そして最終的に1者となったと。1グループとなったと。そこを審査の対象に唯一するという、この経過があるわけですから、心配するわけですよ。これは新たな一種の官製談合ということになっていくのではないかと。入札のほうで言えばね。鎮西小中一貫校の場合は、SI等級から業者選考委員会で調整してね、基本的に配置していったでしょう、あなた方が。だから、私は新種の官製談合の疑いがあるよって言ったじゃないですか。警察にも通報するべきだって言ったでしょう。自分がやった仕事だから。だから、この競争性を前提としているのに、そういう経過の中で1者になった。これを選定委員会に送り込むというところに非常な心配、違和感、持って当然でしょう。だから、共産党としては引き続きその視点も含めて監視していきたいというふうに思います。そこでね、

西日本豪雨で筑豊ハイツのアクセスのところで、大きい災害が起きましたけど、けが人も出たということなんだけど、これについては、今度の事業との関係でどういう把握をしていますか。

○都市施設整備推進室主幹

道路が一部、国道及びそれから筑豊緑地、ハイツのほうに入ります飯塚市道の一部が崩落したということで、これについては、国土交通省等により早急に復旧されておりますし、一時期、電気、水道等使えない状況もございましたが、現在、それについても復旧されております。この公募、あと委員会の選定がございますけれども、業者が選定ということになりましたら、スケジュールどおりには進められるというふうに考えております。

○川上委員

これはね、現場行ったでしょう。行きましたかね。だから、建設予定地の直近じゃないですか。これが、なぜこのようになったかとかね、公募型で手を挙げた、あるいは手を挙げるものは、非常に重大な関心を持ってこのことについて調べてると思うんだけど、あなた方は、今度の事業との関係で、復旧が終わってますからそれでよいということじゃ済まないでしょう。だから、このアクセスのところから建設予定地周辺まで、同じような雨が降るわけですから、大丈夫かというのを検討したでしょう。どういふ検討しましたか。

○都市施設整備推進室主幹

申しわけございません。再整備するに当たっての検討ということではございませんで、特に国道側、国土交通省のほうで復旧されて、全面開通にもなっている状況ですので、その分については国土交通省——（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：48

再 開 10：48

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

今回災害が起きた箇所につきましては、今、仮の復旧を国土交通省のほうでしていただいております。その後、原因となります部分についても、国土交通省と飯塚市とで原因の究明、今度、本復旧に関しましても、今後そういった災害が起きないように形で復旧をするという方向で検討しております。

○川上委員

今、部長が答弁されたのはこの201号を守るということでの答弁だったと思うけど、私が先ほど言ったのは、直近ですから、この建設予定地が。だから、共通の脆弱さを持っている可能性がありますよね。それについては、調べて、検討したのかということを知りたいんです。国道のほうはわかりました。建設予定地にかかわることです。

○委員長

それはあれじゃないとね。そのときいろいろとお願いしてから検査してもらおうことになるんじゃないと。違うんね。

○都市建設部長

今回提案を受けた中で、その内容等も今回、災害に対しますそなえ、そういったところも審査の対象としまして、災害が起きないように形の事業をしていただくということで考えております。

○川上委員

今井部長も選定委員ですね、今度の。

○都市施設整備推進室長

選定委員につきましては非公表となっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。



○川上委員

今井さんに聞いたんですよ。今の答弁からすると、選定委員ですねと聞いたわけですよ。

○都市建設部長

現段階では任命も受けておりませんし、今後、公表される予定もないということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○川上委員

じゃあ、道路のこと以外について言及するのは答弁としてはおかしいよね。建設予定地についてそういうことがないようにしてもらおうと言ったじゃないですか。それでね、建設予定地、それから丁の字で入っていくアクセス道路は、もともとある地形のものではないでしょう。あれは構築していったんでしょ。そういう意味で言えば201号と同じ脆弱さがあると思うんです。ある可能性がある。それについてね、市としてきちんと調査もし、検討するというのがすぐ要ると思うけど、それまでやるつもりは今のところないんですかね、あるいは業者まかせなんですかね。

○委員長

川上委員、それは要望にしとかなですか。それはしますよ。川上委員、もう一遍、要望してください。

○都市施設整備推進室長

今の段階では参加表明でございまして、企画書の提案は来週の月曜日になります。その場所というのがまだ書かれておりません。募集要領ではエントランス駐車場と現筑豊ハイツ敷地になっておりますので、その場所になれば地質調査を行う予定になっておりますので、その段階での判断というふうになってくると思います。

○川上委員

これは何だ、毎日か、毎日新聞。ここから中に入っていくアクセス、同じようにえぐれていってるじゃないですか。だから、建設予定地及びアクセスの道路の問題についてね、あなた方そんなに鈍感でいいのかな。そのグループが、このアクセス道路のことについても、責任を負うようになってるんですか。ここ、誰が責任を負うんですが、この道路。そういうことを検討してないのかって聞いているわけですよ。

○行政経営部長

そこの入り口については、今後とも、ご質問あるように、活用していく当然の場所でございます。かなめの部分だというふうには認識しております。今現在は応急復旧の段階ということでもあります。現在、その検討はまだしておりませんが、今後とも、要望も含めて、この土地、中のほうの通路としても市の土地でございますので、都市建設部サイドとも協議、検討してまいりますというふうに考えております。

○委員長

ほかに。

( な し )

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 11:06

委員会を再開いたします。

次に、地方卸売市場に関して、「新地方卸売市場建設設計者選定プロポーザル審査の結果」について、執行部に説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

新地方卸売市場建設設計者選定プロポーザル審査の結果について、ご説明いたします。

「卸売市場資料1 新地方卸売市場建設設計者選定に関する答申書」をお願いします。特定されました最優秀者及び優秀者は、最優秀者が、株式会社東畑建築事務所九州事務所、優秀者が、株式会社田中建築設計室でございます。

「卸売市場資料2 飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定プロポーザル審査結果報告書」をお願いします。ページをめくっていただきまして、1ページの「1. はじめに」において、要領の主旨等を、「2. 特定までの経過」において、経過が記載されておりまして、4月20日に第1回選定委員会を開催しまして、5月9日に募集開始公告を行い、6月8日に参加表明書の提出、7月3日に技術提案書の提出、7月13日に第2回選定委員会、7月31日に第3回選定委員会を開催しております。

2ページの「3. 設計者選定委員会」で4人の外部委員、3人の内部委員の氏名を掲載しております。

「4. 審査経過」につきましては、第1回選定委員会から第3回選定委員会までの審議内容を記載しておりまして、第1回選定委員会では実施要領、評価基準、様式集等の策定を行い、第2回選定委員会では一次審査およびヒアリング審査についての審議、第3回ではプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀者及び優秀者を特定しております。

3ページでは、「5. 参加者及び技術提案者」において、応募のありました3者、「6. 審査結果及び最優秀者・優秀者の特定」において、「(3) 審査結果」のとおり、最優秀者、株式会社東畑建築事務所九州事務所、優秀者、株式会社田中建築設計室となっております。

採点表のとおり、客観的審査項目であります設計事務所の実力、担当するチームの能力、主観的審査項目であります業務実施方針等、テーマに対する技術提案等は、ともにC者の優位性があらわされております。

次に、「7. 審査講評」ですが、「(1) 全体講評」の後半になります次のページに記載のとおり、提出された提案書は、参加者3者のいずれも十分な実績と実力を兼ね備えた設計事務所であったことから、一次審査において、3者全てを二次審査の対象者として選定しております。

「(2) 個別講評」で、最優秀者及び優秀者の個別講評が記載されております。

「8. おわりに」において、3者ともに卸売市場の設計業務に意欲があり、実力のある設計事務所であったことから、当初の目的を達成することができた旨が述べられておりますとともに、設計される卸売市場は、卸売市場関係者の意見だけでなく多様な意見に傾聴しながら、一般利用者も利用しやすい卸売市場、将来変化も見据えて変化に対応でき、地域特性に合ったコンパクトで飯塚らしさを活かした卸売市場となることを希望されております。

続きまして、「卸売市場資料3」をお願いします。この資料は、最優秀者に特定されました株式会社東畑建築事務所九州事務所の技術提案書でございます。

1ページと2ページ目が、業務実施方針等に関する提案書でございまして、1ページ左側に基本コンセプトが記載されております。

基本コンセプトは、①青果棟の無柱空間を実現する「架け橋トラス」、②明快な施設構成と物流動線の効率化、③部分閉鎖型市場によるコールドチェーンの確立、④環境保全と市場機能維持に配慮した市場づくり、⑤親しまれる市場づくりの5つが掲げられており、2ページでは、設計上配慮する事項について、記載されております。

3ページから7ページまでは、募集時に課しておりましたテーマごとの技術提案でございます。

3ページのテーマ①、右上のほうに番号が付されておりますが、テーマ①では、施設配置のあり方について記載されておりまして、中央に配置図が記載されており、青色の部分が青果部となります。青果部は2層3階建てとなっております。1階はセリ場や倉庫、2階部分の一部に設備スペースと通路を設け、屋上を駐車スペースとしております。

紫色が花き部、ピンク色が管理部門と関連店舗となっております、花き部は2階建て高さの1層、管理部門・関連店舗部分は3階建てとなっております。

次の4ページのテーマ②では、防災対策の機能について記載されております、次の5ページのテーマ③では、環境への配慮について記載されております。

次の6ページのテーマ④では、市場開放への配慮について記載されております、あわせて卸売の様子を見学できる計画を提案されております。

最後のページのテーマ⑤では、建設費用・維持管理費用について記載されております、大スパンのトラス構造を採用することによる建設費の低減、省エネルギー化、メンテナンス性に配慮した提案がなされております。

以上、簡単ではございますが、「新地方卸売市場建設設計者選定プロポーザル審査の結果」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め地方卸売市場に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

この技術提案の中で、建設費用及び維持管理費用の低コスト化というものが大きなテーマとなっておりますが、この点に関しては、どのような提案であったのか。最優秀賞である東畑建築事務所さんがどうだったのか、またあわせて他2者の技術提案としては、建設費用及び維持管理費用についてはどのような提案であったのか。その点、お聞かせください。

○都市施設整備推進室主幹

まず、最優秀者となりました東畑建築事務所につきましては、卸売市場資料3の最後のページのテーマ⑤になりますけれども、架け橋トラスと銘打たれておりますが、大スパンのトラス構造を採用することにより、技術提案書の左下のほうになりますけれども、柱等を減らすことができるというところでのトラス構造ということで、ここでの建設費の削減というのが大きな目玉になっております。なお、2者ございまして、1者につきましては鉄骨造、もう1者もこのトラス構造というのを使うことでの提案はあっておりました。また、省エネルギー化につきましては、閉鎖型の施設であるということで、屋根や外観に直接日射が当たらない計画とするような形、また、シャッターについても、高速シャッターやエアカーテンを設置するというようなことで、外気の侵入を防ぐというようなことを配慮されております。他の2者につきましても、日射の影響や風の流れといいますか、というようなことは考慮されておりますけれども、トータルとして、具体的にその金額の提示というのは東畑建築事務所さんのほうからは提案はされておられませんけれども、建設費用の低減、維持管理費用の低減とコスト化は十分にできるという審査になっております。

○江口委員

再度お聞きいたしますが、これ総事業費約27億円というふうな形で募集要領も書いてあるんですが、この中で、いかに建設費用を圧縮するか、また並びに維持管理費を圧縮するかで、市場が入られる仲買人等々にとってはある意味そこが大きな関心時なわけですよ。そこがある意味競争力につながるわけですね。その中で、この3者の中で、総事業費27億円の中で、トータルで私どもの提案だったらこのぐらいで建設ができると、ないし維持管理は大体このぐらいでやれるという具体的な提案はなかったということですか。

○都市施設整備推進室主幹

1者につきましては、建設費用について、概算ではございますが、提案がございました。東畑を含めてもう1者につきましては、具体的な金額の提示は、見ていただくとおりございまして、維持管理費用につきましては、3者とも具体的に幾らという形での提案にはなっておりません。

○江口委員

今、非常にびっくりするようなお答えなんですが、その中で、この業者を選定するというところが、なぜできるのかわからないんです。そのあたりについての選定委員会の中での議論は、この部分に関してどのような議論があったのでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

具体的な金額というのは提示がされておきませんが、各者が提案されました工法につきましては建設コスト、それから維持管理の面につきましても低コスト化が図れるか図れないかというところの視点は、委員の皆様持たれておりました。金額的なものにつきましては、基本構想の中に総事業費27億円、建築費用で約23億円という数字はございましたので、この数字を委員の皆様、基準に審査をされております。

○江口委員

念のためお聞きします。1者は、建設費用のおおよその提示があったとお聞きいたしました。建設費用については、総事業費27億円のうちの23億円程度と想定しているという、今、答弁がございましたが、その中で、その提示については、建設費用としてはどの程度の提示があったのでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

1者から提案のありました建設費用の概算でございますが、造成費用等全部を含めまして25億5900万円の提案でございました。

○江口委員

この辺りについては、選定委員会の中で比較資料なり何なりをつくってから検討したというふうなことはございますか。

○都市施設整備推進室主幹

そういった資料はつくっておりません。なお選定に当たりましては先ほどの23億円、27億円というのは委員の方々、念頭にはございましたし、当然この技術提案書、3者とも比較、見ておられますので、この1者の25億5900万円というのも参考にされております。

○江口委員

別の点、もう1点お聞きいたします。この選定につきましては、私は、市場関係者を委員に入れるべきだというお話をしておりました。それについては入っていないようで、実際の飯塚の市場関係者を入れるべきだというお話をさせていただいておりましたが、入っていないようでございます。実際の使われる方々からのご意見というのはどのように反映されたのか、お聞かせください。

○都市施設整備推進室主幹

今回の公募に際しまして、募集要領の中でテーマを掲げております。そのテーマを掲げるといいですか、決定するに際しまして、市場関係者の意見に基づいて各テーマを設定させていただいております。また、今後ではありますけれども、事業者との契約を結びましたならば、市場関係者と飯塚市、設計者、3者による協議をしていきたいと考えております。

○江口委員

今、テーマを掲げていると。その決定に際し、市場関係者の意見を反映させたという発言でしたが、それは具体的に言うとどのような点になりますか。

○都市施設整備推進室主幹

募集要領、募集に際しまして、テーマに対する技術提案という課題を課しております。その中で、5つの項目がありますけれども、まず1番目に、敷地内の施設周囲に駐車場を配置し、道路のアクセスを含めた市場関係者の動線を考慮した機能的、効果的な施設配置のあり方について。2点目に、災害等緊急事態発生時での物流拠点となる防災対策機能について。3点目に、環境配慮の工夫及び自然エネルギーの利用、省エネルギーの工夫について。4点目に、市場開

放時の動線にも配慮した施設の有効活用について。5点目に、建設費用、維持管理費用の低コスト化についてということで、この5つの課題、全てについて市場関係者と協議し決定しておりますが、中でも、1番が、1点目の動線を考慮した施設配置、そして2点目に、建設費用及び維持管理の低コスト化という点については、市場関係者からも強く求められたところがございます。

○江口委員

今、私も実施要領を見てるんですけどね、この5点に関しては、ある意味当然といえば当然のような気がするんです。重ねてお聞きいたしますが、テーマに対する技術提案、具体的にこの5点について、これこれこういった部分をというふうな市場関係者との協議とかはなされていたのですか。それともこの5点でどうというお話を、そうですねっていうところになったのか、その辺りいかがですか。

○都市施設整備推進室主幹

市のほうから、協議に当たりましてたたき台は提示させていただいております。その中でも特に1番目の施設配置の関係では、建物の施設周囲に駐車場を配置するような形の提案を望みますということで、その部分というのは、市場関係者からの意見を強く言われたところがございます。

○委員長

ほかに。

○川上委員

魚組合と話し合いはその後どういう状況になっておるか、お尋ねします。

○農林振興課長

魚組合につきましては、ちょっと先日の新聞記事にも載ってございましたけども、組合さんのほうで総会が開催されております。その中で決定事項としまして、さきの当委員会の中でも一度ご答弁申し上げましたけども、組合員さん107名いらっしゃる中で、筑豊市場に行くという意思を決定されてる方、45名いらっしゃったと思います。その方たちにつきましては、総会の中で、飯塚の商業協同組合、魚組合として、筑豊魚市場のほうに一緒に行くという形が決定されて、あと残りの、まだ態度保留されてある五十数名の方につきましては、魚組合としまして、今後もう一度意思の確認を行っていくということで報告を受けておる状況でございます。

○川上委員

組合のほうでいろんなことがありますから、市長ないし副市长と会って相談をしたいという場合は、それは受けていただけるということでいいですかね。

○経済部長

今、課長のほうでご答弁申し上げたように、今から魚会社とも、福智市場への移転に関する協議等やっていくというようなことでお話を受けております。組合として、移るに当たって必要なものについて協議の申し出があれば、当然所管のほうで承りまして、その内容等について協議をさせていただき、市長、副市长のほうにもご報告させていただきながら、その対応について検討したいというふうに思っております。

○川上委員

この件については、そういう経過もありますので、組合のほうから要望が、いろいろ多岐にわたる要望がある可能性がありますので、その際については、最高責任者のところできちんと対応していくと。おくれがないようにしてもらいたいと思います。それから、青果及び花の組合とは、この間どういう協議をしていますか。

○都市施設整備推進室主幹

今回、プロポーザルの審査結果が出ましたことから、それについてご報告を、まず青果の卸

売会社、それから買受人の組合、花きの卸会社、それから買受人の組合のほうにお話をさせていただいておまして、今後、設計者を交えた設計の協議をさせていただきたいということでお話をさせていただいております。

○川上委員

協議のほうはいつごろから始まりますか。

○都市施設整備推進室主幹

現在まだプロポーザルの選定、契約は結べておりませんので、契約を結んだ後ということで、市場関係者にはお話をさせていただいております。具体的にまだ契約部門との日程調整できておりませんが、お盆も挟みますことから、契約については9月の中旬ぐらいになってそれ以降、協議をさせていただくということと考えておりますし、市場関係者にもその旨ご説明はさせていただいております。

○川上委員

庄内工業団地グラウンド利用者との調整、協議なんですけれども、ここを利用している団体あるいは競技はどういう内容だと把握していますか。

○健幸・スポーツ課長

主にサッカー、ソフトボールで利用がなされております。

○川上委員

その関係者とはどういう協議、調整してますか。

○健幸・スポーツ課長

ソフトボール関係者につきましては、主に飯塚東地区、それと庄内地区の体育振興会が中心となって利用がされております。そちらのほうには、今の状況、そしてこの後どういうふうに使っていくかということの説明をさせていただいております。あとサッカー関係者につきましては、代替地をはっきりという形でご提示はできておりません。ただ、今、庄内工業団地につきましてはいつまで使えますと。この後、こういう形で調整をしていきたいと思いますというところで定期的に協議をさせていただいている途中になります。

○川上委員

ソフトボールから聞きましょう。ソフトボールはこの卸売市場ができて、ここでソフトボールができるんですか。

○健幸・スポーツ課長

庄内工業団地では利用ができません。

○川上委員

さっき、どういう使用の仕方をするかは検討するという言い方だったけど、どこのことを言ってるんですか。ここ使ったところが使えなくなるわけでしょう。どこが使えるんですか。

○健幸・スポーツ課長

まず飯塚東地区は、早朝ソフトで定期的に利用がなされております。こちらのほうにつきましては、これまでの利用でいえば、1日に4面を使って、毎週なんですけども、4面を使って試合がされておりました。その分で、これまでも、今も使われている二中、それと東小学校、それと工業団地が使えなくなった分ということで、鯉田のグラウンドを使いませんかというところで話をさせていただいております。庄内のソフトボールにつきましては、これまでも庄内グラウンドを使われておりました。それと工業団地で使えなくなった分を庄内中学校であったり、庄内野球場でソフトボールをしませんかというところで話をさせていただいております。

○川上委員

相手の方たちはどのように言ってますか。

○健幸・スポーツ課長

一応ご理解をいただいていると思っております。ただ日程であったりとか、その辺はまた調

整をしていきたいと思いますというところで、現在のところはそういう形になっております。

○川上委員

それは、別に私のほうでも確認します。それからサッカーのほうなんだけど、サッカーのほうはどういうふうに言ってますか。

○健幸・スポーツ課長

サッカーにつきましては、工業団地は主に小学生の利用が、利用としては小学生が非常に多くなっております。その分につきましては、日ごろの練習についてはそれぞれの練習場を持っておりますので、試合であったりとかいうところで庄内工業団地グラウンドは利用がなされております。その分を健康の森のグラウンドであったりとか、それだけでは多分足りてないと思っておりますので、それ以外の会場についてこれから協議していきましよう、今協議をしている段階です。

○川上委員

地元の庄内グラウンドを利用しているスポーツ関係者は、そこが便利だからという、遠いところもあるかもしれないけど、便利だからそこでやってるわけでしょう。それで、そこを市の政策で使えなくするわけだから、最優先で考える必要があると思うんだけど、その際、合理的な考え方としては、利用者の希望をどうするかっていうのはあるんだけど、スポーツを楽しんでいるところに卸売市場が入りますと。跡は空き地ですと。相当広い空き地が残るわけですよ、卸売市場が移転するわけですから。そうすれば、そこを、要するに交換する考え方、スポーツのためのスペースが卸売市場によって取られるんだったら、もとの卸売市場のスペースはスポーツのために、スポーツを楽しむためのスペースにするというのは合理的だと思うけど、そういうことは考えてないですか。

○都市施設整備推進室主幹

現卸売市場の跡地の活用につきましては、我々のほうで、都市整備のほうで所管しております。現在、菰田、それから堀池の地区の方々とJR飯塚駅周辺地区の活性化を考える会という会を設立しまして、現在、話をさせていただいております。市のほうとしましては、今年度、大きな方針というものをつくろうと考えておりますけれども、具体的に卸売市場に何を整備するというようなところまで至っていない状況でございます。

○川上委員

まだそれは考えてないんでしょうけど、そういう今言ったような考え方は、選択肢としては考えられるのではないかと。こう言う理由は、陸上競技場のほうのサッカーグラウンドも、市が新体育館を無理やりつくるといってなくしていくわけでしょう。テニスによるまちづくりとか打ち出してますけど、サッカー愛好者はこれだけ虐げられてね。子どもたちが健やかに成長していく。大人も余暇を、スポーツを楽しむ。グラウンドがなければできないわけですから。だから、真剣にどこかでやってくれるでしょうみたいな話じゃなくて、真剣に芝つきの、補助グラウンドもあるようなものを真剣に考えないといけないんじゃないかと思うんですよ。調整池でサッカーやれというわけにはいかないんじゃないかと思うんですね。それから、地元の自治会あるいは企業との関係では、この卸売市場の進出については、話し合いはどのようにされてますか。

○都市施設整備推進室主幹

地元につきましては、自治会のほうに、自治会長会の庄内支部、事前に役員とはお話をさせていただいておりますが、自治会長会庄内支部の会合に赴きまして、説明をさせていただいております。また、飯塚東地区につきましても、説明をさせていただくように考えているところでございます。

○川上委員

庄内工業団地に入っている、白旗山のほうでは迷惑かけられてるんですけど、一条工務店と

かね、ほかにも会社があるでしょう。会社との関係では何か話し合いをしてないですか。

○都市施設整備推進室主幹

庄内工業団地につきましては、工業会というのがつくられております。すみません、正式な名称は覚えておりませんが、そちらの幹事会社のところとお話を、庄内工業団地グラウンドを卸売市場の移転先として整備していきますということでお話をさせていただいております。ご理解をいただいているところでございます。

○川上委員

いつとか、誰かとか、そういうのをいつもいちいち聞くわけよね。いつ話したんですか。

○都市施設整備推進室主幹

まず工業会につきましては、1月30日に庄内工業団地の協議会の幹事会社であります東洋工業というところとお話をさせていただいております。自治会長会の庄内支部につきましては、5月23日の理事会といいますか、でお話をさせていただいております。

○川上委員

話をして理解いただけてますと思込んでるけど、あとそこで話したことが、自治会長会というのは住民全体にも影響するわけですからね、それから先どうなったんだろうと。それから、工業会幹事者と会ったというんだけど、その後、工業会のほうでどういう話し合いがあって、どうなったんだってというようなのはもうそれきりなんでしょう。その後のことがあります。

○都市施設整備推進室主幹

自治会長会庄内支部、工業会につきましても、一度話をしたからもう終わりましたということではありませんで、今後とも引き続きその進捗についてお話をさせていただくように考えております。

○川上委員

私が今言ったのはね、ずっと中に入っていてって状況が、この問題が入って行って、どういう影響、受けとめがあるかをきちんと聞いたほうがいいんじゃないのかって言ってるわけです。例えば、この狭いところに400台出入りするわけでしょう。だからこれ、後で聞こうと思ったけど、庄内工業団地の交差点を北九州方面から右折する車両は何台、それから、穂波方面から来て左折する車両が何台、これ左折しないか、ぐるっとまわって入る車両が何台、出るときは全部、庄内工業団地左折右折するわけでしょう。これ時間帯にもよるけど、工場の、企業の入出荷との関係では影響があるかとか、ないかとか、そこまで話はまだしてないですかね。

○都市施設整備推進室主幹

そういったところまでのお話はできていない状況でございます。

○川上委員

ご理解いただけてないんじゃないですか、そういう意味ではね。ご理解という言い方すればね。それから、庄内工業団地のこの交差点は改良が必要になるでしょう。現状では機能を果たさないんじゃないですか。相当な渋滞が発生する可能性があると思うけど。それから、ぐるっとまわって行ってベスト製作所の丁の字、これも改良しないといけません。それからぐるっとまわってきて、今度は津久見車輛整備のほうから入ってきますから、ここの丁の字も改良しないといけません。そもそも庄内工業団地の一条工務店の間の道路の道路幅がこれで足りるのかね。かなり大きい車両が、入場する前に待機するような場所も要るよね。そういうことを考えるとね、警察協議が必要になってくると思うんですよ。こういうことしていかないと、これ建物をつくる者がするわけじゃないから。そういうのはまだ今からということですかね。それとも考えてないですかね。

○都市施設整備推進室主幹

まず周辺道路につきましては、卸売市場が設置する場合の基準は満たしております。ただし、建築するに当たっては警察との協議は必要になってきますので、それにつきましては、今



後対応させていただきます。

○川上委員

西日本豪雨の関係だけど、今回は、現在の卸売市場は水害なかったですか。

○農林振興課長

今回は何もございませんでした。

○川上委員

ここはいつ起こるかわからないという面もあろうかと思えますけど、庄内工業団地のグラウンドのほうは災害なかったですか。

○都市施設整備推進室主幹

申しわけありません。その段階での場所の確認を我々できておりませんが、特段、災害があったということは聞いておりません。

○川上委員

27億円かけて重要な施設を整備しようという場所が、このくらいの雨、あるいはこのくらいの地震が起きたときにはどういう状態になるのかについては関心を持ってかないかんですね。例えば、日鉄工業の嘉穂坑のボタ山跡に野見山産業というところが無許可埋め立てを繰り返して、土砂を山積みしました。7月4日にそれを後追いで県がオッケーですという許可出したんですよ。大雨が降ったでしょう、すぐ。4日の5日の6日ですかね。がけ崩れが起きましたよ、人家にすぐ近いところで。それから、メガソーラーも各所で土砂が流出したりしましたが、今言ったような重要施設をつくる場所の場所で、災害が起きなかったかどうかについて関心を持っておく必要があると思うんですけど、すぐ近所でのり面が大幅に崩壊してるでしょう。それ確認してますかね。

○都市施設整備推進室主幹

申しわけございません。我々の部署としては把握できておりません。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:52

再 開 13:01

委員会を再開いたします。

先ほどの川上議員の質問についてご答弁をお願いいたします。

○防災安全課長

先ほどの土砂災害の関係ですが、庄内工業団地の土砂の災害につきましては、災害対策本部のほうには報告は上がっておりませんし、市民からの情報提供もあっておりません。ただ、私が庄内出身で、本庁のほうに通勤途中の道路であります工場団地を毎日通っております。その関係で、先ほど言われておりました場所については、笠松あんじゃ園の道路を挟んで前の場所だろうというふうに思われます。

○川上委員

防災安全課長が、自分が現認しておきながら、災害対策本部の災害集約の中に入っていないということを今おっしゃったんですか。

○防災安全課長

はい、そうです。つけ加えます。すいません。こちらのり面につきましては、民有地のため、災害対策本部のほうには上げておりませんでした。

○川上委員

このり面は庄内工業団地、卸売市場建設予定地に隣接する日鉄工業所が全国に誇っている太陽光発電設備、メガソーラーのり面なんです。前年度から不具合が生じて、り面崩壊、それから市の水路をおかして歩道にまで出てきてるわけです。日鉄工業は、4月1日から9月

30日までの間にのり面及び水路を復旧しますという告示しとるわけですよ。ところが、全然手をつけてなかったところに、今回、西日本豪雨に見舞われて、さらにそれがひどくなって、もともと管理できていなかった市道の歩道、もう草がボウボウで通れないような状態なんですけども、ここにさらに土砂が押し寄せて、大型の土のうを築いて、通行者はだれも通れないという状況になってるわけです。これは、もともとのというものもありますけども、今回、豪雨でさらに深刻になったわけです。これは今回の災害なんです。実は、この真向いが障がいのある方たちが利用している笠松あんじゃ園。この道路をあなた方は、市場関係者の車両を福岡方面からのものについては通そうとしているわけです。それで、この法がなぜ崩壊したかだとか、こちらの延長状態にあるところについては影響がないのかとかいうことについては、まだ検討してないということですかね。

○防災安全課長

その調査につきましては、民有地であることから、調査のほうは行っておりません。

○川上委員

もう調査しませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:06

再 開 13:08

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

関係部署と協議、調整しまして、確認をさせていただきます。

○川上委員

くどいけど、片峯市長どう思いますか。防災安全課長が、自分が西日本豪雨で災害が拡大しているのを確認しておきながらね、災害対策本部の数字に入っていないと。その付近に、庄内工業団地内にこういう重要な施設を27億円もかけてつくろうとしているのに、なぜそれが崩壊したかについて関心がない。こういうことでね、筑豊ハイツのこともそうなんだけど、本気で整備、きちんとできるのかという心配なんです。これね、地震が起きたらどうするんですか。地震に耐える法の状態なんですか、この工業団地全体が。そういうことも調査しないといけないでしょう。地震とか耐えられるはずないよね、地震の震度にもよるけど。震度5ぐらいには耐えないといかんでしょう。だから、そういう覚悟を持って、こういう重要施設これ止まるんですよ、福岡方面からのアクセス道路。北九州と合流してやるんですか。これが東畑ですか。あなた方、最優秀与えたところ。どうして最優秀なるんでしょうか。不思議で仕方がないと。ということで、やらなくてもいい整備もあるし、それをあなた方が強引にやろうとするのであればね、筑豊ハイツにしても、ここにしてもね。重大災害が起きたときでも持ちこたえられるような整備をきちんとする必要があるんじゃないかと。そこのところの覚悟は片峯市長、どうですか。

○都市施設整備推進室主幹

施設整備につきましては、筑豊ハイツ同様、新卸売市場につきましても地盤調査をいたします。その上で基礎等決定しまして、地震にも強い施設にしたいと考えております。

○川上委員

市長がいらんでるやないですか。周辺のことを言ってるんですよ、今は。施設はどんなに頑丈でもね、仮に、周辺がおかされていたら機能を果たさないでしょう。食の問題でしょう。災害が起きる。食が必要。コンビニまでは自衛隊が食料品を輸送しました。後は勝手に買ってくださいというわけにいかないでしょう。きちんと食料確保するためには、補給路を安全に保たないかんでしょう。そのことに関心を持とうねっていうこと、今言ってるわけですよ。建物

は頑丈ですとかいうのはもちろん当たり前でしょう。質問の意図はそこにはないわけ、今は。その辺についても十分な関心持ってもらえると思うけど、どうですかね。

○都市施設整備推進室長

市場の建物につきまして、今、主幹が申しましたように、地震に十分耐えうるような施設ということでございますか、周辺施設、もしくは敷地内の分につきましては、関係各課と協議を重ねながら、確認作業をしていきたいというふうに思っております。

○川上委員

それで、菰田の現在の土地で水害とかあったことがありますよ。でも、それによって食料が市民に供給できなかったというようなことが何回ありますかね、把握してますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:13

再 開 13:14

委員会を再開いたします。

川上委員、もう一度お願いします。

○川上委員

質問したから、わからんならわからんって答弁したら。

○農林振興課長

申しわけございません。その辺については把握できておりません。すいません。

○川上委員

災害が起きたときに、避難所へ向かう通路がきちんと確保されなければならないというのは常識ですよ。食料にかかわることだから同じことなんです。だから、そういう関心を持って仕事をする必要がある。そのことを考慮して、なおかつそういう機能を果たせないということであれば立地不適切ということになりますよ。だから、どういう脆弱さがあるのか、それはどうしたら災害のときでもカバーできるのか、それをあわせて市が考えていかなければ、27億円かけて、震度5でも6でも頑張れるそういう建物にしておったんですけどねと。進入路は全部絶たれておりましたと。役に立たんでしょう。だから、ここは危機管理の意識がこういう重要施設についてはきちんと通されておかなければならないということではないんですか。その思想が、東畑の設計の中にあっただけでなかったか、選定委員会で検討したかどうか。これは市として、念入りに詰めておかないといけません。施設の中のことだけではだめです。これは指摘して、これに関する質問を終わります。

○委員長

ほかにありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようでございますので、次に新体育館に関して、「新体育館等建設設計者選定プロポーザル審査の結果」について、執行部に説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、提出資料の補足説明をさせていただきます。「体育館資料1 飯塚市新体育館等建設設計者選定に関する答申書」をお開きください。

平成30年4月20日、市長より諮問を受けた新体育館の建設設計者の選定につきまして、7月31日に飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会委員長より市長あてに答申がなされております。

最優秀者に株式会社梓設計九州支社、優秀者に株式会社日本設計九州支社が選定をされております。

審査の詳細につきましては、「体育館資料1-2 飯塚市新体育館等建設設計者選定プロ

ポーザル審査結果報告書」にて説明をさせていただきます。飯塚市新体育館等建設設計者選定プロポーザル審査結果報告書の1ページをご覧ください。

「1. はじめに」、「2. 特定までの経過」でプロポーザルにおける経過等が記載されております。4月20日付に市長より諮問を受け、第1回選定委員会が開催され、5月8日に募集開始の公告を行い、6月7日までに4者から参加表明書等の提出がっております。7月3日に技術提案書の提出、7月13日に第2回選定委員会、7月26日に第3回の選定委員会を開催しております。

次に、「3. 飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会」に、3名の外部委員、2名の内部委員の氏名を記載しております。

次に、2ページの「4. 審査経過」につきましては、第1回選定委員会から第3回選定委員会までの審議内容等を記載しております。第1回では委嘱状の交付、実施要領、様式集の策定、評価基準等の策定を行い、第2回では参加表明書類の確認及びヒアリング審査についての審議、第3回ではプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀者及び優秀者を特定しております。

次に、「5. 参加者及び技術提案者」にヒアリング審査に参加された4者を記載しております。

その下段、6に審査結果を記載しておりますが、先ほど説明しましたとおり、最優秀者に株式会社梓設計九州支社、優秀者に株式会社日本設計九州支社が選定されております。次のページの「(3) 審査結果」に採点の結果を記載しております。

次に、「7. 審査講評」ですが、「(1) 全体講評」の後半に記載のとおり、提出された提案書は、実績による経験及び技術力に加え、意欲と熱意が感じられ、完成度の高い提案であったこと、いずれの提案も独自のコンセプトに基づいており、各参加者の知識、経験、技術の高さが生かされた特色ある内容であったことが記載されております。

次の「(2) 個別講評」に、最優秀者及び優秀者の個別講評が記載されております。

4ページの「8. おわりに」で、4者ともに体育館建設の設計業務に対し、豊富で安定した実績及び実力のある設計事務所であり、当初の目的を達成できた旨などが記載されております。

以上のような内容で、答申及び審査結果報告書が、平成30年7月31日に飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会委員長より市長あてに提出がなされ、8月3日付で最優秀者及び優秀者に特定通知を送付しております。

次に、「体育館資料2 技術提案書」をご覧ください。こちらは、最優秀者となりました株式会社梓設計九州支社の技術提案書でございます。報告書にございます個別講評を朗読させていただきます。

「敷地全体にアリーナ、サブアリーナ及び駐車場を分散配置した計画案です。大きな庇を建物前面に広くとることでアプローチに対してシンボリックな景観を創り出すとともに、大庇下の3つの広場をうまく活用することで、公園全体の賑わいを創出する提案でした。これらの広場が体育館本体と駐車場等の周辺施設をうまく繋いでおり、公園全体を有機的にデザインしています。あわせて体育館本体について、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的ルーム等をコアとしてのサービスエリアのまわりに配置することによってセキュリティラインがフレキシブルに設定できるようになり、スポーツに限らない様々なイベントにも幅広く対応できるゾーニングとなっています。本提案は魅力的な空間を多く含み、提案者の構想力の高さが十分にうかがえます。大ひさしについては建設費用の面において不安が残るため、今後慎重な検討を要するものの、4者の中で最も高い評価を得ました。」という、以上のような講評となっております。

なお、技術提案書の内容につきましては、レイアウト等記載されておりますけれども、これはイメージとしてご理解いただきますようお願いいたします。これが決定ということではあり

ません。提案のあった内容をベースとし、今後協議しながら、基本設計、実施設計を行っていくこととなります。

なお、業務委託契約締結は9月上旬までに終え、適切に業務を進めていきたいと考えております。以上、簡単でございますが、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、新体育館に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

あなた方は耐震診断を無視して新体育館に向かって暴走しているというのが私の実感ですけど、それにしても新体育館をつくる鯉田地区の地元の皆さんとはその後どういう話し合いをしているかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

鯉田地区とは、土地利用の件がありましたので、まちづくり協議会の中で説明をさせていただいたところです。

○川上委員

いつのことで、話し合いをしてどういう声が上がったかとか、それからその後、地域住民の間ではこういうふう歓迎の声が上がってるとかね、困ったという声が出ているとかね、来てもいいけどこういうことをしてくださいとか、それ全然把握してませんか。

○委員長

健幸・スポーツ課長、もう少しいつものとおり丁寧に、何日にやったってこうだったということをちょっと丁寧に説明してあげて。

○健幸・スポーツ課長

6月20日に運営委員会の中で1回説明をさせていただいております。それと6月29日にまちづくり協議会の総会の中で説明をさせていただきました。その中で出た意見といたしましては、まわりの整備であったりとか、そういった形のものもお願いしたいというような声はいただいたところです。

○川上委員

まわりのというのは何のことですか。

○健幸・スポーツ課長

まわりというのは、体育館予定地のまわりが公園になっております。駅から歩いていくときに公園の中を歩いていく形の通路がありますけども、そのところが、木が生い茂っていて夜暗かったりとかいうのがありますので、その辺の整備もしてほしいというような意見をいただきました。

○川上委員

高圧鉄塔線がありますよね。そのことについては特になかったですか。地震のときに倒壊したらどうなるのかとか、それはなかったですか。

○健幸・スポーツ課長

鉄塔に関するご意見というのはありませんでした。

○川上委員

それはあなた方が聞かないからですよ。このままでもいいですかと。それから、そのときではないと思うけど、今度、西日本豪雨がありました。このときに、地域の方々からは、体育館がここにできればね、災害が起きたときに避難所になるので大変ありがたいと、こういうのつくって欲しかったという声がありましたか。

○健幸・スポーツ課長

直接お会いしたときは、まだ先月の大雨の前でございました。そして、避難所に関すること

というのは、そのとき話には出ておりません。

○川上委員

じゃあ、第1体育館、避難所がなくなる飯塚小学校区について、公民館区について、この間、説明もしていないし、話も聞いてないということだったんだけど、その後どんなふうですか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚地区との協議については行っておりません。

○川上委員

これほど長い期間にわたって繰り返し繰り返し質問されて、やってない、やってない、やってないということなんだけど、こうなってくると、ちょっと理由を聞かないかん。なぜ飯塚地区と避難所である体育館がなくなることについてね、市の防災計画のメインでしょう。市の防災計画を、地域防災計画をひっくり返す話をあなた方は46億円もかけてやろうとしておるんですよ。それなのに、避難所を取られる地域に、もう1年ぐらいたってもね、何の話もしていないというのは、理由があるでしょう。どういう理由ですか。

○市民協働部長

飯塚第1体育館の避難所の取り扱いにつきましては、質問議員が以前から言われてありました中で、地域の代表者の方とお話をする中で、今、避難の中で一番地元が困っているのは体育館じゃなくて、今、飯塚・片島交流センターそのものに地区のスペースが狭いがゆえに、駐車場の確保の方が急ぐのでそっちを急ぐという、それが大きな課題ですし、これが何とかならんだろうかというような話を聞いてきております。ですので、地区の避難所としては、今、体育館を指定はしておりますけれども、まず緊急避難所としての飯塚・片島交流センターの避難機能の拡大をまず考えてくれというような話でしたものですから、第1体育館がなくなることで避難施設がなくなることについての説明はいかがでしょうかというような話を機会を探ってまいりましたけれども、まず第一にそっちをしてくれ、それが第一というようなご意見でございましたので、そこに至ってない状況でございますし、それから、求められた経緯もございません。そういった中で、飯塚・片島交流センターの避難機能をどう充実していくかということに注視していただいております。

○川上委員

よくわからないですね。それで、あなたが今言った、部長が言った飯塚の公民館、駐車場狭いですよ。西日本豪雨のときには、そこは避難所としてはどういう機能を発揮したんですかね。

○市民協働部長

飯塚・片島交流センターは緊急指定避難所となっておりますので、そこ自体に避難された方がおられます。その折にも恐らく駐車場の件、足らないという形で意見が出てきたということ把握いたしております。

○川上委員

リアルにつかんでますか、そこに何人が避難してきたのか、車どれぐらい足りなかったのか。

○市民協働部長

ちょっと今、避難者の数字までは持ち合わせておりません。申しわけございません。駐車場の件につきましては、これ従前からの話でございましたので、台数までは把握いたしておりますけれども、この件につきましては従前から地域の方々からは強く要望されておりました。

○川上委員

これは避難所に限らず駐車場が不足しておるといのはずっと言われてて、当日は深夜11時の段階で83人、朝6時で43人おられるので、宿泊された方も多いんじゃないですか。それでね、満員ですよ。行こうと思っても行きにくかった。そこでどうしても必要だったのが飯塚体育館でしょう。飯塚第1体育館じゃないですか。ここは避難所としては、どういう機能しましたかね。飯塚・片島交流センターがそういう状況でしょう。だから、第2次的とかあな

た方言ってたけど、第1体育館に行ったでしょう、人々が。どれぐらいの役割を果たしましたかね。

○健幸・スポーツ課長

第1体育館につきましては、避難者のピークとしては五、六十人避難がされておりました。

○川上委員

あなたの言う五、六十人というのはいつの段階ですか。

○健幸・スポーツ課長

五、六十人というのは夕方頃のカウントです。

○委員長

だから、日にちと時間帯を言えばいいじゃない。一番ピークのときあったろうが。

暫時休憩します。

休 憩 13:35

再 開 13:36

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。正確な数字と日付ですけど、7月の6日19時30分から20名、先ほど、申しわけありません、50名と言いましたけど20名の避難がありまして、23時まで20名で、朝6時の時点で2名というところで、6時のところで2名で終わっているという状況になっております。

○川上委員

それがあなた方の議会に対する、4常任委員会に対する報告ですよ、今言った20というのが。なのに、なぜ50ということになったかということ、現実には登録はしなかったけど、現実的には飯塚第1体育館に頼って行った人がたくさんおられたということですよ、登録してないけど。ここで言いたいことはね、それほどこういういざというときには、飯塚体育館は、あなた方は駐車場が足りんとか言うけど、駐車場もあるし、頼りにしてるわけですよ、飯塚校区の人たちは。その人たちにね、それよりは公民館の駐車場が足りないんだとか言ったとかそんなこと言ってね、自分たちが大事な避難所を取り上げることにまつまともに校区の人たちに話してないと。市長と副市長がいないのが非常に残念だけど、じゃあね、わかったでしょう。幸袋や穎田と比べれば比較的被災が少なかった。一人一人にとってみれば深刻なんだけど、規模的に言えば、それでもこういう状況でしょう。あなた方、第1体育館なくなっただけでどうにかかなりますよみたいな話をずっとしてきたでしょう。現実はそのじゃない。こういう災害を受けたときに、避難所を取られる立場から考えてみたら深刻ですよ。一方でね、鯉田。鯉田で交流センター、何人避難してましたか。

○健幸・スポーツ課長

鯉田交流センターのほうの避難者でございますけども、6日の22時の時点でピークのときで、54名の避難者があっております。

○川上委員

避難所が足りなかったですか、鯉田。

○市民協働部長

54人で収容はできたと思っておりますけれども、地域の施設としましてはオートレース場を新たに追加で開設をさせていただいております。54人そのものは、余裕はなかったと思っておりますけれども収容はできておりますので、余裕は多少あったのではないかとこのように思っております。

○川上委員

つまりね、体育館のスポーツ施設としての機能のほかに、防災、避難の機能は重大というふ

うに、笑ってる場合ないでしょう、そこは重要機能と言ってるわけですよ。くどいけど、防災計画に入っているものを廃止するのに何の相談もしない。そして、そこに必要だとか言って大規模体育館を持ってくるんだけど、そこは地域防災計画できちんと対応できてるわけでしょう。このことについて市長どう思うかということじゃないんですかね。誰か市長に代わって答弁してくれます。できんかな。

○委員長

できんかな。ちょっと質問を変えてしてやればいい。ぼちぼちまとめてよ。

○川上委員

今からですよ。それでね、今度はスポーツ機能のほうについてお尋ねします。さっき、梓設計の図面関係は、とにかくイメージです、協議によって変わっていくと言ったんだけど、ちょっと待ってくださいね。これは請願も一緒にやるんですか。

○委員長

請願はまた別です。

○川上委員

また別、じゃあ一応これで終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないようでございますので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

梓設計の提出はイメージだと、今後関係者と話していくということでしたね。それで、弓道場は何人立というふうに言うんですね。何人立になってますか、イメージでは。

○健幸・スポーツ課長

この梓設計の提案書の中では6人立となっております。

○川上委員

梓設計は現状より少ない6人立をなぜイメージしたんですか。

○健幸・スポーツ課長

基本計画の中で、弓道場の整備概要というところで記載をしております。これをもとに一応設計をして提出をされたというところになるかと思えます。

○川上委員

そうしたら、これは、例えば現状9人立あるいは同等以上という要望が出てますので、12人立というように話し合う余地があるというふうに、さっきの答弁はなりますけどそういうことですかね。

○健幸・スポーツ課長

何人立、その際12人立とか、もっと多くとかいうことはなかなか想定は難しいかと思っております。ただ9人立の場合であれば、前回のこの特別委員会の中でも説明をさせていただきました。いろんな諸室との兼ね合いであったりとか、その中で、8800平方メートルというのが一応私どもの考えている体育館全体の広さ、この中で弓道場がどれぐらい取れるかというところの中で話をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

伝統に基づく、静謐で落ちついた佇まいのことについては、可能性というか、協議をして実現できる方向がありますか。



○健幸・スポーツ課長

伝統的とか、静けさの佇まいであったりとか、そういう部分についてはものすごく主観的な要素も結構あるかと思っております。ただ私どもとしては、弓道協会の方たちが望む形になるべく近づけたものを建設したいという気持ちの中で協議をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

飯塚市に弓道協会というのがあるんですか。

○健幸・スポーツ課長

すいません。弓道連盟です。申しわけありません。

○川上委員

その弓道連盟が請願を出してるわけですよね。それで、議会に請願をしている。この弓道連盟と飯塚市はきちんと同等以上の整備を行うことをテーマに協議をする用意がありますか、それとも、縮小だから6人で仕方がないということで終わってしまうか。その辺のことをよく聞きたいと思えますけど。

○健幸・スポーツ課長

同等以上というか、同等を除いた以上、今よりも大きいものをつくるということについては想定をいたしておりません。ただ、同等を含んだ形での、それよりももっとコンパクトなものというところでの協議をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

弓道連盟は同等以上というふうに言っていると。今の答弁は同等以下をというふうに言ってるわけね。同等で一致してるわけですよ。同等ということでは一致しているので、きちんとした協議ができるということになるわけですか。

○健幸・スポーツ課長

協議の結果がどういうふうになるかというのは、これから協議した中で決まってくるけれども、それまでの協議の場というのは整えた中でさせていただきたいと思っております。

○川上委員

そうすると、請願書の中には、今言った同等以上のということ、それから落ちついた佇まい、静謐でというのがある。それが、新体育館の中で実現難しいということであれば、単体でも構いませんということも書いてありますよね。そうするとね、一度私が変な試算書が出たなど、比較表が出たなど言ったことがあると思えますけど、先ほど財政課のほうから言われました。最適化債って、ちょっと今のは違う表現になってると思うけど、仮に10のうち1つを、例えば弓道場を分離して最適化債の集約対象から外してしまうといった場合、こちらでも最適化債はできますと。でも、弓道場のほうは最適化債は、当然というべきか対象外というような話なんですね。それで、そうするとね、この残った新体育館、今45億5千万円かけたいと、最低でもということになってるんだけど、弓道場を外した場合は、仮に、どのくらい45億5千万円が縮小するということになるか検討したことがありますか。

○健幸・スポーツ課長

弓道場を除いた分での試算はしておりません。

○川上委員

請願が出てるわけだから、一度検討してもらえませんか。弓道場を新体育館のプランから外した場合、どのくらい浮くのか、3億円くらい浮くでしょう。全然わかりませんか。

○健幸・スポーツ課長

現在の試算は、言いました8800平方メートル、全体の延床面積、これに単価を乗じた形で試算をしております。今、議員がおっしゃった分の弓道場の面積というのは、面積を確定しておりません。なので、その分を6人立の分を省いた場合とか、9人立の分を省いた場合とい

う形でそれぞれの面積というか、その条件を整理した中での試算ということであればできるかもしれませんが、今のところ、それが確定しておりませんので、その分で幾ら減るとかいう形には難しいというふうに思っております。

○川上委員

だから9人立で、連盟との一致点は同等だから。ですから、せめて9人で計算をしないといかんでしょう。9人立の面積で組み込んだ場合とそれを外した場合で、どのぐらい浮くか。12でもいいですよ。そうするとね、3億円ぐらいなりますよ。なりませんか。それを、今すぐ返事はしにくいでしょうから、試算して示していただけませんか。分離すれば幾ら浮くのか。12人立は一致してないっていうわけですから、せめて9人立の面積で試算すればどうなるか。簡単でしょう。今ではなくていいですよ。そうするとね、ちょっとよく考えてもらいたいたけど、あなた方はそういうこともあまり考えずに、この間あわてて出した試算でね、大規模改修すれば、これ新築になるんでしょけど、弓道場は2億3153万円ぐらいかかりますよと資料出しましたね。仮にこの数字であってもね、新体育館から分離したために浮くお金、でこの新築の弓道場の費用が出るんじゃないんですか。そういうことを考えたことはないですか。考えたことがあるかどうかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

その想定を考えたことはございません。

○川上委員

請願が今言ったような内容で出ておりますので、議会で審査する際に、45億5千万円の一部、私に言わせれば3億円ぐらいが浮くのであればその3億円の範囲内で十分に弓道場の新築が可能だと思うんですよ。だから、あなた方がそうだとかそうでないとか考えるかもしれないけど、そここのところの試算をこの請願審査に必要なと思うので、協力してくれませんか。私はもう答え出してます。でも、あなた方が執行するんだから。しかもね、あなた方は新築で2億3千万円以上かかるといふふうに言うんだけど、建て方にもよるけどね、その半額ぐらいでもできるという試算もあるわけですよ。それは条件が全然あなた方とは違うのかもしれない。だから、落ちついた佇まい、静謐な佇まいで9人立、仮に12人立ちでもその2億3千万円もあれば、先ほど言ったように3億円浮くのであればね、十分なものがね、福智町のようにとは言いませんけども、あまり変わらんぐらいのことが、きちんとした予算の範囲内で実現できるのではないかと思うんですよ。それ試算してみてもらえませんか。

○委員長

できるかできんか考えますって言えばいいやないか。参考意見として聞いとけばいい。どうせ今からこの問題について話さなきゃならんから。

○健幸・スポーツ課長

今のような考え方の中での試算というのは、試算を1回いたします。

○川上委員

試算したら公表してください。こういうことですよっていうのを。請願審査にかかってくるので。きょうできるかな。休憩したらできるわけではない。

○委員長

まだ継続とか決めてませんので、そこまでは無理だと思います。今から暫時休憩して懇談会しますので、そこを含んでから質問してください。

○川上委員

その試算を、9人立、12人立ということも含めてパターンを、条件つくって試算してくれませんか。要するに、減らした分で十分に単体のものができるという可能性をね、そういう請願があるわけやから。検討してみましようよ。それをお願いします。

○道祖委員

請願出せば何でもしてくれるなら、出すように関係団体に働きかけますけれど、それが本当にいいことかどうかというのはよく考えて答弁していただきたいと思います。あなた方は、よく考えてみてください、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針において、公共施設の縮減目標は19.3%減するというふうになってきてるんですよ。だから、それにしたがって全ての公共施設については今日まで取り組んできておる。この前提を崩してまで請願が出ればやるという方針ならば、今までこの公共施設の中で、体育館の建設についても改めて考え直さなくちゃいけないことになるんですよ。それと、この請願をよく見てください。現弓道場以上のものということです。前回の請願に対する説明者の質問の中で、近的と遠的ということで確認したら、60メートルの遠的が欲しいって言ったんですよ。できるならばそういうものが欲しいと。それと、単純に考えて9人立で、9人で立って、60メートル掛けたら何平方メートルになりますか。千平方メートルを超えるものになるでしょう。射るところから的まで千平方メートル要るんですよ。そして、それに付随して単独構造になれば、前回も言いましたけれど、更衣室からトイレから、審査員の見るところ、審査する場所、そういう附属というか、そういう絶対必要な施設になってきたら1500平方メートルを超えるかもわかんないんですよ。請願が出されればそういうことになるならば、例えば、初めからこの案が出たときに剣道、柔道については1面と言ってるから、それじゃ困りますよと。5面あってそれを1面にするとか、そういう話ではないでしょうと。縮減する中でどうにか工夫して、場所をとっていただけないですかということをお願いしてきたわけですよ。これは剣道連盟にしる、柔道連盟にしる、請願を出してないわけですよ。皆さんと協議の中で進めてきてるはずですよ。そしてご理解いただきながら、だけど、ちょっと一面では練習としては使用しづらいから何らかの工夫をしてくださいと。サブアリーナを使うのか、多目的ホールを使うのか。そういうことで今日まで来てるんですよ。だから、これこういうことであるならば、きちっと考え方を整理して委員会に臨んでほしい、執行部として。請願を出せば全てが通ると言うならば、そういうふうなことを改めて市民の皆さんに言うべきだと思います、関係団体に。その辺どういうふうと考えてるのか、きょう副市長も市長もいませんから、どなたか答えることができますか。先だってだってそうでしょう、適正化債が使えないだろうということ指摘したんですけど、あなた方は使えるというような答弁をするから、こういう話になっていくんでしょう。基本的なことをきちっと考えて、方針は方針であるんだから。そして、皆さんの意見を聞きながら、整合性をどこに持ってくるかだけやっぱり確認していかないと、いつか縮小しようとしたものが拡大するしかないんですよ。そのときに適正化債は使えないんですよ。一般財源があるんですか。先ほど防災のことを言いましたが、今回の提案を見ますと、今まで防災機能がなかった新体育館をつくるということで前向きに考えてるわけでしょう。そういうこともきちっと説明すべきだと思いますよ。きょうは市長も副市長もいませんから、意見だけ言って終わりますけど、何らかの形できちっと次回には考え方を整理した答弁をいただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。ほかに。

( な し )

ほかにありませんので、暫時休憩いたします。

休 憩 14:01

再 開 14:11

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。本請願につきましては慎重に審査するというので継続審査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、経済体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。